

平成30年 第2回

士幌町議会臨時会議案

平成30年5月9日

- | | |
|-------|------------------------|
| 承認第1号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 承認第2号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 議案第1号 | 工事請負契約の締結について |
| 議案第2号 | 士幌町町税条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第3号 | 損害賠償額の決定及び和解について |
| 議案第4号 | 平成30年度士幌町一般会計補正予算（第1号） |

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成30年5月9日

士幌町議会議長 加納 三司 様

士幌町長 小林 康雄

議案第1号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 下居辺地区農地耕作条件改善事業農道整備工事 |
| 2 | 契 約 金 額 | 155,520,000円 |
| 3 | 契約の相手方 | 平田・佐藤経常建設共同企業体
代表者
士幌町字士幌西2線160番地
株式会社平田建設 代表取締役 野中 栄忠
構成員
士幌町字士幌東6条2丁目1番地
株式会社佐藤土建 代表取締役 中村 将 |
| 4 | 工 期 | 契約の日から平成30年10月31日まで |
| 5 | 契約の方法 | 指名競争入札 |

説 明

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものである。

議案第2号

士幌町町税条例の一部を改正する条例案

士幌町町税条例の一部を改正する条例

士幌町町税条例（昭和43年条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第12条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第12条の3中「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条の見出し及び同条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

説 明

地方税法の改正に伴い、条例を改正するものである。

